

# 津波避難ビル等に係る事例集

平成29年7月

内閣府（防災担当）

## 1. 利用・運営編

- 事例1-1. 即座にアクセスが可能な状態を確保する工夫
- 事例1-2. 避難のしやすさに配慮した複数個所の入口設置事例
- 事例1-3. 停電時の避難室内の電源確保
- 事例1-4. 民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例
- 事例1-5. 一時避難後の継続的な施設利用・運営に向けた施設整備の例
- 事例1-6. 住民の自主判断による避難が可能な利用・運営の例
- 事例1-7. 利用・運営の開始（避難開始）に係わる基準・普及啓発
- 事例1-8. 利用・運営の開始に係わる規定・普及啓発
- 事例1-9. 器物の破損等に伴う弁済措置の事前協議例
- 事例1-10. 「避難誘導標識システム」に係わる日本工業規格（JIS）の制定
- 事例1-11. 避難状況を把握するための準備がされている例
- 事例1-12. 避難状況を把握するための準備がされている例

## 2. 指定の協議・交渉編

- 事例2-1. 常時開放の外部階段設置事例
- 事例2-2. 協定による責任分担設定について
- 事例2-3. 機能付加の例（外部階段の設置）
- 事例2-4. 機能付加の例（自動解錠装置の設置）

## 3. 普及・啓発編

- 事例3-1. 夜間の避難を想定した防災訓練の実施

# 1. 利用・運営編

# 1. 利用・運営編

## 事例1-1. 即座にアクセスが可能な状態を確保する工夫

- 津波避難タワー入口部に破壊可能な扉を設置している。（宮城県石巻市）

石巻市西浜町津波避難タワー外観



ポイント  
入口部に赤色回転灯が設置され場所  
が分かりやすく、上階へは2箇所ある  
階段から避難することが可能



ポイント  
非常時にはドアを蹴  
破って上階へ避難する  
ことが可能

津波避難タワー入口部  
(ケイ酸カルシウム製の破壊可能なドア)

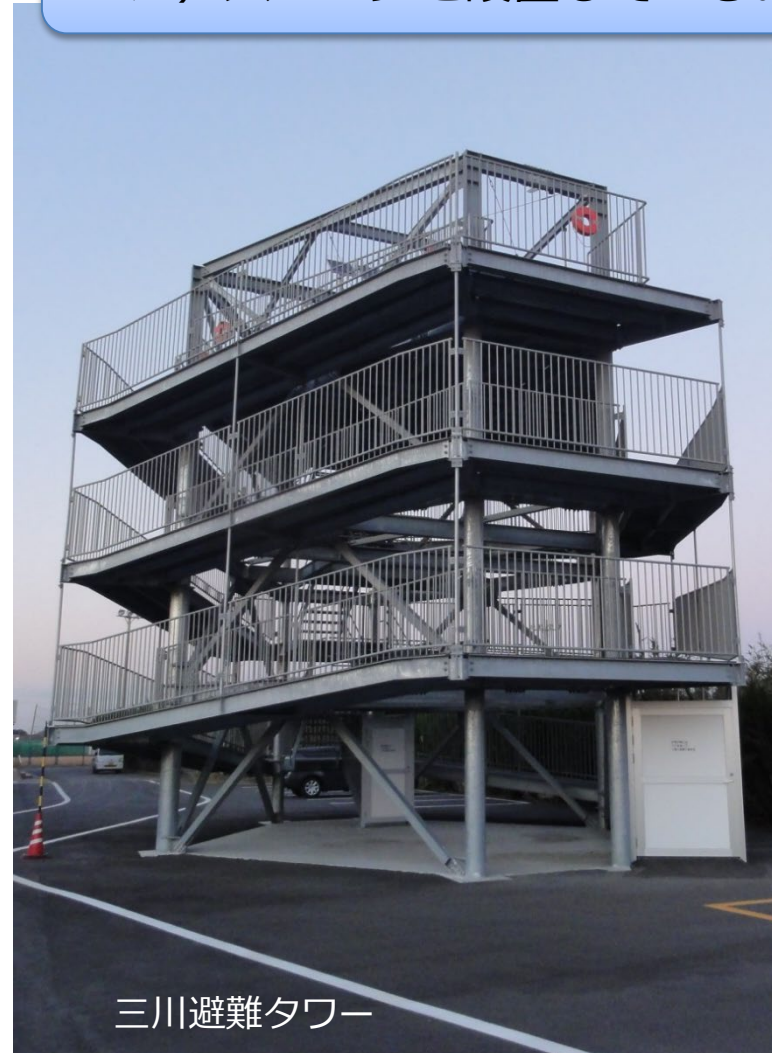


ポイント  
震度5弱以上の揺れ  
で鍵保管庫が自動解錠

# 1. 利用・運営編

## 事例1-2. 避難のしやすさに配慮した複数個所の入口設置事例

- 入口を2箇所設置している。階段のほか、緩勾配の（高齢者等の避難に配慮した）スロープを設置している。（千葉県旭市）





# 1. 利用・運営編

## 事例1-3. 停電時の避難室内の電源確保

- 避難施設内での電源をガス発電機により確保している。（青森県おいらせ町）



LPガスボンベとガス発電機を2台設置

停電時の避難室内の電気を確保

# 1. 利用・運営編

## 事例1-4. 民間の立体駐車場を活用した津波避難ビルの例

- 民間の立体駐車場を津波避難ビルに指定し、来場者や近隣住民、従業員等の津波発生時の緊急避難場所を屋上に確保している。（静岡県静岡市）



ポイント

国土交通省告示に基づく構造計算により、鉄骨造の津波避難ビルとしての構造安全性を確認している



つなみ  
**津波ひなんビル**

Tsunami Evacuation Building

海啸避难大楼 쓰나미 피난 빌딩

Edifício de Refúgio de Tsunami

津波発生時は、このビルの  
屋上に避難してください。

静岡市

屋上海拔14m

SBSマイホームセンター 津波避難立体駐車場

SBS My Home Center, Tsunami Evacuation Multi-Storey Parking Garage



ポイント

屋上に緊急避難場所を確保している

# 1. 利用・運営編

## 事例1-5. 一時避難後の継続的な施設利用・運営に向けた施設整備の例

- 津波避難タワーで一定時間孤立することを想定して、必要最低限の備蓄・設備を整備している。
- 津波避難タワーでの退避後に活用する、拠点的避難施設を整備している。（高知県四万十町）



孤立対策として、津波避難タワーで2日、拠点的避難施設で7日程度滞在できる準備をしている。



# 1. 利用・運営編

## 事例1-6. 住民の自主判断による避難が可能な利用・運営の例

- 地震の発生を利用・運営開始のきっかけとするため、揺れ（震度5弱以上）や津波警報の発表等を基準とした自動解錠装置を整備している。  
（静岡県磐田市）

自動解錠機能のある津波避難タワー



利用に関する周知看板



ポイント

震度5弱以上、緊急地震速報の発表、大津波警報・津波警報の発表のいずれかの基準でカギが自動で開く

自動解錠機能のある扉



# 1. 利用・運営編

## 事例1-7. 利用・運営の開始（避難開始）に係わる基準・普及啓発

- 避難開始の基準として、強い揺れのほか、『ゆっくりとした長い地震』でも避難を開始するよう周知している。（高知県黒潮町）

早咲地区津波避難計画



あきらめない。揺れたら逃げる。  
より早く、より安全な所へ。

早咲地区自主防災組織

平成25年3月作成

**ポイント** 地区単位の津波避難計画を作成

7 避難が必要な区域と避難の基準

早咲地区の浸水想定区域は、P.6の「津波の浸水想定区域図」のとおりとなり、早咲地区における津波からの避難が必要な区域は次のとおりとします。

ただし、浸水想定区域外であっても津波予想の不確実性を考えて、常に安全側にした避難行動を行うことが必要であります。

【避難対象区域】

| 避難が必要な区域 | 対象世帯 | 避難場所 |
|----------|------|------|
| 1班       |      |      |
| 2班       |      |      |
| 3班       |      |      |
| 4班       |      |      |
| 5班       |      |      |
| 6班       |      |      |
| 7班       |      |      |
| 8班       |      |      |
| 9班       |      |      |
| 10班      |      |      |
| 11班      |      |      |
| 12班      |      |      |
| 13班      |      |      |
| 14班      |      |      |
| 15班      |      |      |
| 16班      |      |      |

全世帯

たばこ乾燥場  
東城山  
介護施設おおがた屋上  
早咲津波避難タワー【新設】

【避難開始等の判断基準】

| 行動の種類 | 判断基準                | 備考 |
|-------|---------------------|----|
| 避難準備  | 津波注意報<br>津波警報（津波）   |    |
| 避難開始  | 津波警報（大津波）<br>強い揺れ※1 |    |
| 避難解除  | 津波警報の解除※2           |    |

※ 強い揺れやゆっくりとした長い地震の後には、津波の発生が予想されるので「地震」＝「津波」と考え、直ちに避難しましょう。

※ 地震発生後12時間程度は、大きな津波が繰り返し寄せてくると予想されていますので、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、一時避難場所（高台）にとどまり気を緩めないようにしましょう。  
（海岸や河川には近づかない・避難後に低地に引き返さない）

※ 地震の揺れを感じなくとも、津波警報等が発表される場合（遠地津波）もあります。その際も、上の表を参考に避難しましょう。

**ポイント** 地区単位の津波避難計画に避難対象地域、避難開始の判断基準を明示

強い揺れやゆっくりとした長い地震の後には、津波の発生が予想されるので「地震」＝「津波」と考え、直ちに避難しましょう。

**ポイント** 強い揺れだけではなく、ゆっくりと長い地震も避難開始の基準となることが示されている

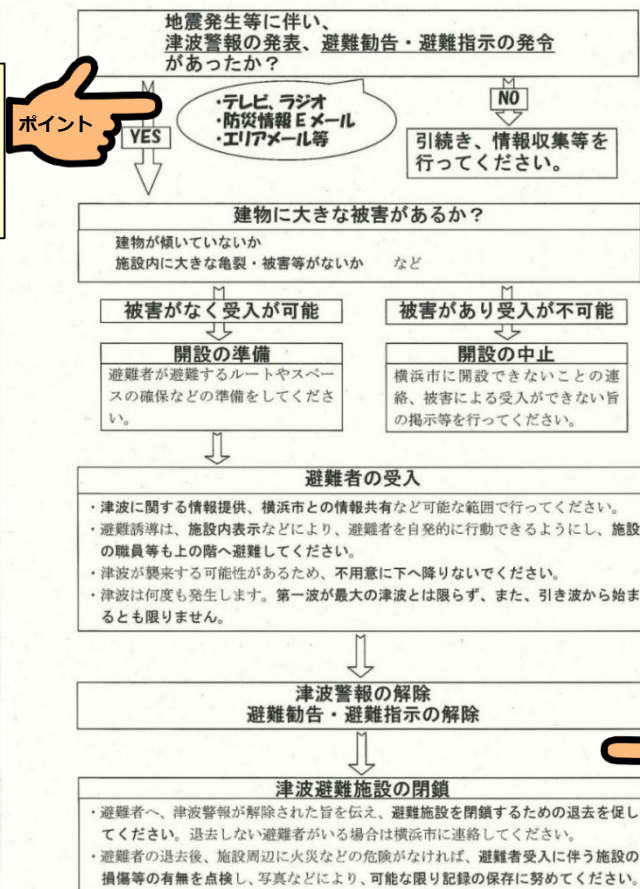
# 1. 利用・運営編

## 事例1-8. 利用・運営の開始に係わる規定・普及啓発

- 津波避難施設開設から閉鎖までのフローチャートを作成している。
- 施設管理者等に対して、津波警報の発表等の施設の開設基準に係わる自主的な情報収集を呼びかけている（神奈川県横浜市）

### 津波避難施設開設フローチャート(案)

テレビ・ラジオ、防災情報Eメール、エリアメール等により情報を確認した上で、開設有無の判断を行うフローとなっている



津波警報の解除、避難勧告・避難指示の解除をもって利用・運営終了することを周知

# 1. 利用・運営編

## 事例1-9. 器物の破損等に伴う弁済措置の事前協議例

- 津波避難施設（津波避難ビル・水害時避難ビル）利用時における施設破損時の対応について、協定書に明示している。（大阪府大阪市）

津波災害又は水害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇区地域振興会〇〇連合振興町会（以下「乙」という。）並びに〇〇（以下「丙」という。）は、津波災害又は水害（以下「津波災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、丙の所有する施設を、災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 丙は、自己の所有する次に掲げる建物（以下「避難建物」という。）を、津波災害等が発生し又は発生するおそれがあるときに、指定緊急避難場所として地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
- （2）所有者
- （3）名称
- （4）構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 〇階建
- （5）建築年 昭和〇〇年
- （6）使用場所 〇〇〇 〇〇㎡（別紙図面に示すとおり）
- （7）受入人数 約〇〇名
- （8）避難可能時間

（避難対象者）

第2条 避難対象者は、避難建物周辺の地域住民及び周辺地域において就労中又は通中の者（以下「地域住民等」という。）とする。

（使用目的及び期間）

第3条 避難建物の使用目的及び期間は、地域住民等の指定緊急避難場所として、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときから、安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び乙は、避難建物を前条に定める目的以外には使用しないものとする。

（使用料等）

第5条 避難建物の使用料は、無料とする。

（施設破損時の対応）

第6条 避難建物が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損・汚損について、甲は現状に回復する義務を負う。ただし、地震、津波、洪水等の災害により生じた部分や避難者の故意による破損等についてはこの限りではない。

津波災害又は水害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書の例

### 施設破損時の対応

第6条 避難建物が指定緊急避難場所として利用された場合の施設の破損・汚損について、甲（大阪市）は現状に回復する義務を負う。ただし、地震、津波、洪水等の災害により生じた部分や避難者の故意による破損等についてはこの限りではない。

ポイント

施設破損時の対応について明示



# 1. 利用・運営編

## 事例1-10. 「避難誘導標識システム」に係わる日本工業規格（JIS）の制定

- 日本工業規格（JIS）にて、津波避難誘導標識、津波避難場所標識及び津波避難ビル標識に含まれるべき情報等について規定している。

### 津波避難誘導標識の例



避難方向、津波避難場所を  
表す図記号は必須

### 津波避難場所標識及び津波避難ビル標識の例



津波避難場所を表す図記号  
は必須

# 1. 利用・運営編

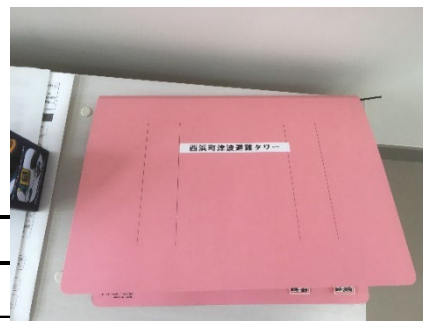
## 事例1-11. 避難状況を把握するための準備がされている例

- 津波避難タワー内の避難者状況を市が把握するため、記入用の名簿を常設しており、避難時には記入してもらふルールを定めている。（宮城県石巻市）

### <津波避難タワー 使用者名簿>

※津波避難タワーを使用した人は以下の表に記入してください。

| 使用日 | 使用者名 | 住所 | 連絡先 |
|-----|------|----|-----|
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |
|     |      |    |     |



避難者は、使用者名簿に使用日、氏名、住所、連絡先を記入する



必要に応じて無線機で市とやり取りする

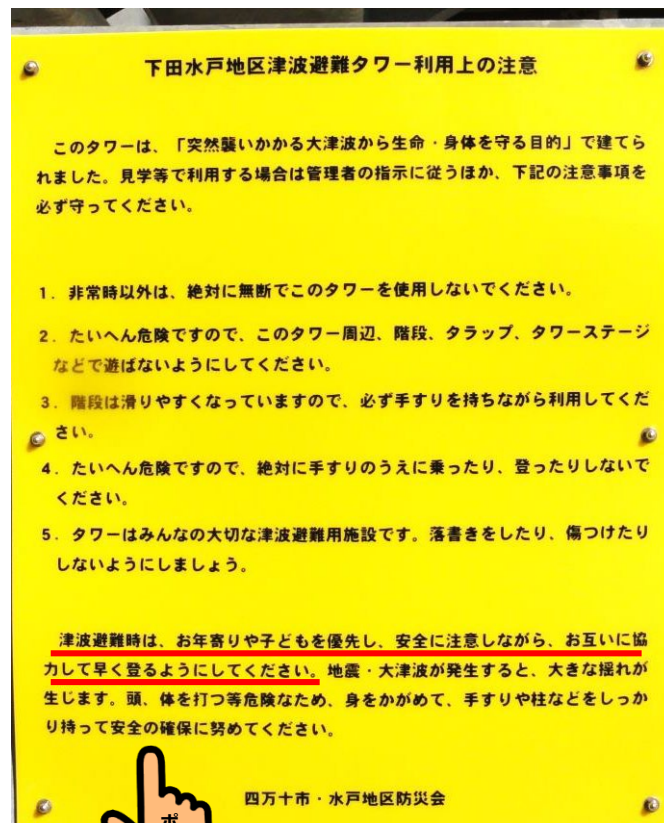
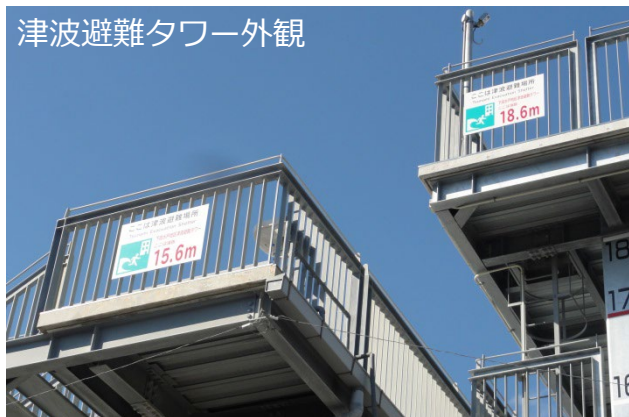
# 1. 利用・運営編

## 事例1-12. 避難状況を把握するための準備がされている例

- 津波避難タワー利用上の注意として、災害時要配慮者への支援を地域にお願いする文章が看板に示されている。（高知県四万十市）



津波避難タワー外観



災害時要配慮者への支援、避難者同士の助け合い等を明記

## 2. 指定の協議・交渉編



## 2. 指定の協議・交渉編

### 事例2-1. 常時開放の外部階段設置事例

- 平常時は横断歩道橋、非常時は津波避難施設として、相互に効用を兼ねる津波避難タワーを整備している。（静岡県吉田町）

普段は歩道橋のように使われているため、常時避難スペースとして活用することが可能

ポイント



津波避難タワー（歩道橋タイプ）外観



避難スペース部分

ポイント

歩道橋上に避難スペースを設置  
（収容人数1,200名程度を想定）



階段部（夜間蓄光の誘導サイン）

## 2. 指定の協議・交渉編

### 事例2-2. 協定による責任分担設定について

- (1)施設・備品の破損時の対応、(2)避難時の事故等に係わる責任、(3)施設変更の報告、(4)施設の使用料に関して、協定に明示している。(宮崎県宮崎市)

#### 津波時の指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

宮崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、宮崎市に津波が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法で規定する、津波時の指定緊急避難場所として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

##### （使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から津波時の指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

| 施設名称 | 構造等 |
|------|-----|
| 所在地  | 建築年 |
| 所有者  | その他 |

##### （使用範囲）

第2条 甲は、次に掲げる範囲を津波時の指定緊急避難場所として使用するものとする。

| 避難場所 |
|------|
| 収容人員 |
| 入り口  |

##### （使用目的）

第3条 甲は、津波が発生し、または津波による災害が発生するおそれがある場合に限り、使用施設を地域住民等の津波時の指定緊急避難場所として使用するものとする。

##### （使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、津波による災害が発生するおそれがあるとき、または津波警報が発表されたときから、津波に関する避難勧告・指示が解除されたときまでとする。

##### （避難対象者）

第5条 この協定に基づく避難の対象者は、地域等とする。

##### （施設の使用料）

第6条 施設の使用料は無料とする。

##### （施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が津波時の指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

##### （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

##### （使用範囲変更の報告）

第9条 乙は、この協定の締結後、使用施設の増改築等により第2条に係る事項に変更が生じたとき、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、所定の様式により甲に連絡するものとする。

##### （疑義が生じた場合の協議）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

##### （有効期間）

第11条 この協定は、平成 年 月 日からその効力を有するものとし、その有効期間は協定締結の日から3年間とする。

2 甲または乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宮崎市橋通西一丁目1番1号  
宮崎市  
宮崎市長 戸 敷 正

乙

ポイント

#### (1) 施設・備品の破損時等の対応の明示

第7条 使用施設が一次避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲（宮崎市）が復旧に関する費用を負担するものとする。

#### (2) 避難時の事故等に係わる責任の明示

第8条 乙（施設管理者）は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

#### (3) 施設変更の報告の明示

第9条 乙は、この協定の締結後、使用施設の増改築等により第2条（使用範囲の規定）に係る事項に変更が生じたとき、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

ポイント

#### (4) 施設の使用料の明示

第6条 施設の使用料は無料とする。

## 2. 指定の協議・交渉編

### 事例2-3. 機能付加の例（外部階段の設置）

- 施設内部を通らず屋外から直接、屋上まで移動できる外付けの「屋上専用階段」が設置されている。（高知県高知市）



屋上を避難場所として指定  
（収容人数240名程度）



外部から確認しやすい箇所に「屋上専用階段」を設置

蹴破って即時に使えるよう  
ケイ酸カルシウム素材の扉を設置



避難階段



## 2. 指定の協議・交渉編

### 事例2-4. 機能付加の例（自動解錠装置の設置）

- 地震の発生（震度5強以上）を検知すると、鍵の保管された施錠ボックスが自動的に解錠される。（徳島県徳島市）

かぎ保管庫が設置されている市施設（沖洲小学校）



市内のコミュニティセンターや小学校等の公共施設にかぎ保管庫を設置



ポイント

震度5強以上の揺れを感知し、自動解錠



### 3. 普及・啓発編

### 3. 普及・啓発編

#### 事例3-1. 夜間の避難を想定した防災訓練の実施

- 自主防災会にて夜間の災害発生に備え、津波避難ビルへの避難を想定した訓練を実施し日中の状況との相違点などを確認している。（静岡県焼津市）



ポイント

日中と違った  
困難等を確認

足元を懐中電灯  
で照らしながら  
の避難

2014年3月8日（土曜日）、小川第13自主防災会では、夜間の地震発生を想定した津波避難訓練が行われ、同自主防災会内の避難所には、午後7時の「地震発生」とともに地元住民が続々と集まりました。  
東日本大震災後、焼津市では初となった夜間避難訓練には、地元住民920人が参加。日中よりも困難が予想される夜間の避難を行った参加者は、懐中電灯などで足下を照らし、日中とは異なる状況での避難を具体的にイメージしながら訓練を行いました。  
出典： <http://www.city.yaizu.lg.jp/photo-news/2014/0308.html>